

～ザンビアへの投資をお考えの方へ～
「ザンビア投資・進出に関する基本制度」

2026年3月改訂版

在ザンビア日本国大使館

TMI 総合法律事務所

留意事項

本書は、TMI 総合法律事務所が在ザンビア日本国大使館から委託を受けた日本企業支援事業の一環として、2026年3月までに入手した限定的な情報に基づき作成したものです。本書は、参考情報の提供を目的としており、法的助言となるものではありません。

在ザンビア日本国大使館及びTMI 総合法律事務所は、本書の記載内容に関して生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。

目次

第 1 進出形態	3
第 2 投資促進	6
第 3 外資規制	8
第 4 設立手続	9
第 5 事業許可	10
第 6 その他一般的に必要な登録	11
第 7 ビザ、居住・就労許可	13
第 8 オフィスの賃貸、用地の取得	15
第 9 労務	16
第 10 税務	20
第 11 個人情報保護	22
第 12 知的財産	24
第 13 輸出入	25
第 14 紛争解決	26

第1. 進出形態

ザンビアへの主な進出形態には、現地法人と支店があります。

1. 現地法人

現地法人を設立する場合、ザンビアで一般的な有限責任会社の形態である private company limited by shares（非公開株式会社）が利用されることが一般的です。現地法人は、ザンビアの会社法（Companies Act, 2017）に基づいて設立、運営されますが、主な特徴は以下のとおりです。

(1) 株主、取締役、会社秘書役

株主の数は、最小で2名、最大で50名です。

取締役は、最低でも2名選任する必要があります。その半数以上は、ザンビアの居住者でなければならないとされています。就労許可を取得してザンビアに居住する外国人も居住者に含まれます。

会社法上、取締役は、会社の利益と相反する状況を回避する義務など様々な義務を負います。

現地法人は、取締役のほかに、会社秘書役（Company Secretary）を設置する必要があります。会社秘書役として選任できる者には、以下のような要件があります（ただし、小規模な非公開会社の場合には当該要件は適用されません）。

- ① 個人の場合、弁護士、公認会計士、又は公認協会（chartered institute）の会員であり、ザンビアに居住している者
- ② 法人の場合、ザンビアで設立された法人であり、個人として会社秘書役となる資格を有する者が所属している法人

(2) 取締役会の権限

会社の業務は、取締役会によって、又は取締役会の指示若しくは監督の下で行われます。取締役会は、定款の定めに従い、取締役に取締役会の権限を委任することができます。

ただし、会社法上、取締役会のみで決議できない事項もあります。例えば、会社の事業又は資産の全部の売却（実質的に全部の場合も含む）、新株発行、会社の株式を取得する権利の付与、会社がその資産価値と同等の権利・利益を取得する、又は義務を負う可能性のある取引を行う場合等については、株主総会による普通決議が必要となります。

(3) 株式

会社は、定款の定めに従い、異なる種類の株式を発行することができます。種類株式としては、①償還を可能とする、②資本又は収益の優先分配権を付与する、③特別な議決権を付与する、又は議決権に制限若しくは条件を付与する、④議決権をもたない、等の類型が認められています。

また、役員や従業員に対して、会社の株式を取得できる権利（ストックオプション）を付与することも可能です。

(4) 株主総会

株主総会には、年次株主総会、臨時株主総会、種類株主総会の3種類があります。

年次株主総会は、各会計年度の終了後90日以内に開催することとされており、21日以上前に招集通知を行う必要があります。

株主総会は、原則としてザンビア国内で開催することとされていますが、定款に別段の定めがある場合、又は議決権を有する全てのメンバーが書面によりザンビア国外で開催することに同意する場合は、国外での開催が可能です。また、電話会議やその他の電子的手段によって開催することもできるとされています。

年次総会で取り扱われる事項には、①財務諸表及び年次報告書の承認、②配当の宣言、③取締役及び監査役の報告の検討、④退任する取締役に代わる取締役の選出、⑤取締役の報酬の決定、⑥監査役の選任及び報酬額の決定等があります。

株主総会の定足数は、定款又は裁判所の命令で別段の定めがない限り、総議決権数の3分の1以上を有する2名の株主とされています。

普通決議には、投票数の過半数による賛成が必要とされており、定款に別段の定めがない限り、取締役の選任・解任や取締役の報酬については普通決議によって決定されます。

2. 支店

支店も外国投資家に利用されている進出形態の一つです。

ザンビア国外で設立された法人は、所定の書類を添付した登録申請書を提出することにより、外国会社として登録することができます。

登録された外国会社の名称は、それが英語である場合はそのままザンビアでの名称となります。英語でない場合は、名称として使用する英語訳を選択することができます。

外国会社は、少なくとも1名の現地取締役（Local Director：ザンビアに居住し、ザンビアにおける会社の業務、財産、事業の管理その他の運営を行う権限を有する取締役）を選任する必要があります。これに違反し、現地取締役がいない状態が60日以上

続いた場合、登録官の申請に基づき裁判所が清算できるものとされています。

外国会社は、その会計年度の終了後 9 か月以内に、ザンビアの登録官に対し、所定の用紙に従って、ザンビアにおける会社の業務及び資産に関する年次報告書及び監査報告書を提出することが義務づけられます。

ザンビアで登録された外国会社は、その設立国の法律に従って解散したか、又はその他の理由で消滅したかにかかわらず、ザンビアの会社法に基づきその事業を清算することができます。

外国会社がザンビアに事業所を持たなくなった場合、外国会社は 28 日以内に所定の様式で登録官に通知する必要があります。登録官が当該通知を登録することにより、ザンビアでの登録は抹消されます。

第2. 投資促進

1. 制度の枠組み

投資促進のための法律として、Investment, Trade and Business Development Act, 2022 があります。

同法に基づいてインセンティブ(税制優遇措置)を受けるためには、その前提として、まずザンビア開発庁(Zambia Development Agency)が発行する許可証等を取得する必要があります。

許可証等には、以下の三種類があります。

- ① 経済特区(Special Economic Zone)の開発を行うための License
- ② 経済特区の中で事業を行うための Permit
- ③ 経済特区の外で事業を行うための Certificate of Registration

ザンビア開発庁は、上記許可証等の発行審査にあたって、以下の点を考慮するものとされています。

- (a) ザンビアの経済発展及び成長を促進する必要性
- (b) 提案された投資が、雇用機会の創出及び人材の育成にどの程度つながるか
- (c) 国内の原材料、供給品及び役務の利用度合い
- (d) 国産原料及び農業資源の加工において付加価値を加える能力
- (e) 雇用創出と市民の訓練についての申請者の誓約
- (f) 当該プロジェクトが輸出を志向している度合い
- (g) 提案された投資が環境に及ぼす可能性が高い影響、及び(必要な場合) Environmental Management Act, 2011 に従い、環境への悪影響に対処するために提案された措置
- (h) 技術移転の可能性
- (i) その他当局が適切と考える考慮事項

許可証等の有効期間は5年間で、更新可能です。

許可証等の取得に加え、本法に基づきインセンティブを得るためには、更に以下に該当する必要があります。

- (i) 経済特区、優先事業分野(Priority Sector)、地方(Rural Area)又は農場ブロック(Farm Block)における新規事業又は拡張事業(事業運営施設又はインフラの規模等の増大を目的とした取り組み)への投資であり
- (ii) 以下のいずれかに該当すること

- (ア) ザンビア国民、又はザンビアで設立され、ザンビア国民が 100%保有する法人による 5 万米ドル相当以上の投資
- (イ) ザンビア国民が 50.1%以上を保有し、かつ、経営に重要なコントロールを及ぼしている会社(Citizens Economic Empowerment Act, 2006 における“citizen owned company”)による 10 万米ドル相当以上の投資
- (ウ) ザンビア国民が 25%から 50%を保有する会社 (Citizens Economic Empowerment Act, 2006 における“citizen empowerment company”)による 15 万米ドル相当以上の投資
- (エ) ザンビア国民が 5%から 25%を保有し、かつ、経営に重要なコントロールを及ぼしている会社 (Citizens Economic Empowerment Act, 2006 における“citizen influenced company”)による 50 万米ドル相当以上の投資
- (オ) 100 万米ドル相当の投資

上記に該当し、かつ、本法や所定の条件を遵守する場合、ザンビア開発庁は財務・国家計画大臣にインセンティブを付与するよう推薦し、同大臣によってインセンティブが付与されます。

2. インセンティブ

インセンティブの中心は税制優遇措置になります。ザンビア開発庁の Web サイトでは、観光業 (Tourism)、鉱業 (Mining)、製造業 (Manufacturing) エネルギー (Energy)、農業 (Agriculture) のそれぞれについて 2024 年版の Sector Profile が公開されており、各事業分野のインセンティブは、当該 Sector Profile にまとめられています。

インセンティブの内容は、事業分野や税の種類によって様々ですが、例えば、鉱業分野におけるインセンティブには以下のものがあります。

- ・ 鉱山会社による配当金の支払に係る税率は 0%
- ・ 機器の輸入関税は 5 年間につき 0%
- ・ Large-scale mining のライセンスを保有する場合、所定の設備及び機械の購入に係る VAT は 0%
- ・ Income Tax Act に基づいて控除が認められない利息について、当該利息の 10 年間の繰り越し (通常は 5 年間)

第3. 外資規制

ザンビアへの外国投資は原則自由ですが、一部、外国投資が禁止されている分野、外国投資について資本割合の上限が設けられている分野、外国からの投資に対して追加の要件が課される分野、内国企業に対して優遇措置が定められている分野があります。

1. 外国投資が禁止されている分野

零細鉱業 (Artisanal mining) や一部の林業については外国投資が禁止されています。例えば、零細鉱業については、ザンビア国民又はザンビア国民のみで構成される協同組合のみが行うことが可能とされています。

2. 外国投資について資本割合の上限が設けられている分野

公共事業における国内運送、清掃業、小規模鉱業、空港サービス業、放送事業、保険業等については、外国投資について資本割合の上限が設けられています。例えば、保険会社は株式資本の30%以上、保険仲立人は株式資本の51%以上を、ザンビア国民又はザンビア国民が100%の株式を保有し、かつ、会社の経営を実質的に支配している会社が保有していなければなりません。

3. 外国投資に対して追加の要件が課される分野

外国投資に対して追加の要件が課される場合の例として、外国の銀行や金融機関、投資アドバイザーやファンドマネジメント会社が進出する際にはザンビア国内での法人設立が求められることなどがあります。

4. 内国企業に対して優遇措置が定められている分野

ザンビア国民が保有する企業等に対して優遇措置が定められている場合の例として、公共事業の入札への参加や、入札価格の評価の際の調整が挙げられます。また、鉱業分野では、採掘や鉱物加工等を実施する際、ザンビアの請負業者等を優先的に起用することが求められています。さらに、鉱物や農作物等、所定の商品の輸送の際には、ザンビア国内の輸送業者を優先的に起用しなければならない旨も定められています。

第4. 設立手続

1. 現地法人の設立手続

現地法人の設立手続は、Patents and Companies Registration Agency (PACRA) に所定の書類を提出することにより行います。

申請書は PACRA の Web サイトからダウンロードすることができます。

現地法人の設立申請に際しては、予定している会社名が使用可能かの確認と、会社名の予約の申請を行います。

現地法人の設立申請書には、会社の類型、会社名、事業内容、住所、資本金、発行株式数等の設立する会社についての詳細、役員、株主、実質的支配者 (Beneficial Ownership)、Company Secretary 等の詳細について記載します。

2. 支店登録の手続

現地法人の設立手続と同様に、PACRA に所定の書類を提出することにより行います。

支店登録の申請書も、PACRA の Web サイトからダウンロードすることができます。

支店登録の申請書には、会社の詳細、投資予定額、現地取締役 (Local Director : ザンビアに居住し、ザンビアにおける会社の業務、財産、事業の管理その他の運営を行う権限を有する取締役) や実質的支配者 (Beneficial Ownership) の詳細等について記載します。申請の際には、会社の定款の写し、設立証明書の写し等を提出する必要があります。

第5. 事業許可

事業者は、事業分野に応じて所轄官庁からの特別な許認可が必要になる場合があるほか、一般的な事業許可として地方政府から Business Levy Certificate を取得する必要があります。Business Levy Certificate は、事業を行う地域を管轄する Municipal Council に申請し、事業内容や地区（Central Business District 等）ごとに定められた Levy を支払って取得します。

第6. その他一般的に必要となる登録

1. NAPSA

National Pension Scheme Authority (NAPSA) は、National Pension Scheme Act に基づき、老齢、死亡、障害から生じるリスクに対し、所得補償のために設立された機構です。

雇用主は、事業の開始時、又は NAPSA に加入適格のある労働者を雇用してから 1 か月以内に NAPSA に登録する必要があります。

NAPSA への登録により、雇用主は登録番号を取得し、労働者は Social Security Number を取得します。

雇用主・労働者の双方は、NAPSA への拠出金として、毎月、労働者の給与の所定の割合を負担します（ただし、一定の上限があります）。

なお、個人事業主も NAPSA の対象となります。

2. WCFCB

Workers' Compensation Fund Control Board (WCFCB) は、Workers' Compensation Act に基づき設立された社会保障制度を担う委員会であり、業務に従事する過程で労働者に生じた事故や疾病に対する補償を提供します。

雇用主は、事業開始後 14 日以内に、WCFCB に所定の事項を届け出なければなりません。届出書の書式は WCFCB のウェブサイトよりダウンロードが可能です。

雇用主は、WCFCB に対し同委員会が査定した額の拠出金を支払わなければなりません。拠出額は、雇用主が報告した過去の会計年度の各労働者の収入額等に基づき、官報に掲載された拠出金率に応じて査定されます。

3. NHIMA

National Health Insurance Management Authority (NHIMA) は、National Health Insurance Act に基づき設立された、国民健康保険制度の実施、運営、管理を行う機関です。

雇用主は、労働契約開始の日から 30 日以内に、NHIMA に労働者を登録しなければなりません。なお、1 会員につき 6 名まで、配偶者及び 18 歳未満の子供を家族会員 (family member) として登録することが可能です。

雇用主と労働者の双方は、毎月、所定の割合による拠出金を負担します。

NHIMA のウェブサイトでは、2024 年 1 月 18 日付で“NHIMA Frequently Asked

Questions”が公開され、登録手続や制度の利用方法などが説明されています。

4. VAT registration

Value Added Tax (VAT) は、物やサービスの消費に関して課される税です。標準的な VAT の税率は 16% ですが、特定の品目については 0% 又は免税とされています。

ザンビアで事業を営み、課税対象の年間売上高が 80 万ザンビア・クワチャ (ZMW) を超える事業者は、VAT 事業者として登録することが義務づけられています（これら基準額を下回る事業者でも任意 (voluntary) で登録することができます）。

なお、Zambia Revenue Authority は、VAT 登録事業者に対し、電子請求書を管理するソフトウェアである Smart Invoice の使用を求めています。

第7. ビザ、居住・就労許可

1. ビザ

2022年11月以降、日本の旅券（パスポート）所持者は、ザンビア入国時のビザ取得が免除されています。入国時に入管職員に入国目的を伝えると、滞在期限が決定され、それに応じた入国印が押されます。

(a) 入国印（Visitor）：最長30日間の滞在（合計90日まで延長可）

(b) 入国印（Business）：最長30日間の滞在（原則として延長不可）

2. 居住・就労許可

ザンビアでの滞在時に取得する許可（Permit）には、以下のようなものがあります。

- ・ Residence Permit
- ・ Employment Permit
- ・ Investors Permit
- ・ Spouse Permit
- ・ Study Permit
- ・ Diplomatic Permit
- ・ Visiting Permit
- ・ Cross Border Permit
- ・ Temporary Employment Permit
- ・ Temporary Permit
- ・ Transit Permit
- ・ Asylum Seeker's Permit

3. Employment Permit

外国人は、Employment Permit を取得することにより、①ザンビアの雇用主の下で有給の仕事に従事すること、及び②有効期間中、ザンビアに入国・再入国・滞在することができます。

Employment Permit の有効期間は、更新も含め最長で10年とされています。

外国人の雇用契約が終了した場合は、1か月以内に Employment Permit を返還する必要があります。なお、雇用主は、外国人が雇用終了後もザンビアから出国しない場合、当該外国人の送還その他の国外退去に関連する費用について、全ての責任を負います。

4. Temporary Employment Permit

事業のためにザンビアを一時的に訪問し、30日を超える期間ザンビアに滞在する予定の外国人は、Temporary Employment Permitの取得が可能です。ただし、就労期間は、12か月の期間中、6か月を超えることができません。

5. Investors Permit

ザンビアで事業を設立した、若しくは投資をした外国人、又はそれらを予定する外国人は、所定の方法により、当局にInvestors Permitを申請することができます。Investor Permitにより、業務の実施・監督が可能となり、有効期間中、ザンビアに入国・再入国・滞在することができます。Investor Permitの所持者は、Permitに記載されている事業以外の事業に従事することはできません。

6. Residence Permit

Employment Permitに基づき10年以上連続してザンビアに居住している場合や、3年以上Investors Permitを所持している場合等、一定の要件を満たす場合には、外国人は、所定の方法により、当局にResidence Permitを申請することができます。

12か月間以上ザンビアに滞在していない場合等、所定の場合にはResidence Permitは失効します。

第8. オフィスの賃貸、用地の取得

1. 土地制度

ザンビアの土地は、慣習地 (customary land) と国有地 (state land) に分類されます。国土全体の約 93% を占めるとされる慣習地では、土地の古くからの共同体の住民に慣習権 (customary right) としての利用権が与えられ、首長によって管理されています。他方、国有地では、一般的な不動産法のもとで権利関係が規律されています。

法律上、ザンビアの全ての土地は大統領に帰属し、大統領は、ザンビア国民のために、ザンビア国民を代表して、その土地を永久に保有するとされています。したがって、土地の完全な所有権 (freehold) は認められておらず、99 年を超えないリース (leasehold) のみが認められ、当該リースが譲渡、サブリース等の対象となっています。慣習地における慣習権についても、所定の手続を経てリースに変換することができるとされています。

2. リース等の要件・手続

ザンビアにおいて、外国人や外国企業がリース等を取得できる場合は限定されていますが、例えば、以下の場合には、リース等の取得が可能とされます。

- ① ザンビア国内に永住している場合
- ② 投資法 (Investment Act) 又はザンビアへの投資促進に関する他の法律に定める投資家である場合
- ③ 大統領から書面による同意を得ている場合
- ④ 会社法に基づき登録された会社で、発行済株式の 75% 以上をザンビア人が保有する場合
- ⑤ 5 年を超えないリース若しくはサブリース、又は賃借権 (Tenancy) の場合

1 年以上のリースやサブリース、賃借を行う場合には、契約書等を Lands and Deeds Registry に登録する必要があります。

21 年以下の期間の事業用の賃貸借契約には、Landlord and Tenant (Business Premises) Act が適用されます。同法に基づき、解約や更新について制約が設けられるなど、一定程度、賃借人の保護が図られています。

第9. 労務

1. 労働関係法規

ザンビアでは、主に以下の各法律が雇用関係を規律しています。

(1) 憲法 (Constitution of Zambia)

憲法は、強制労働の禁止、児童労働の禁止、雇用機会の確保のための国家政策、労働組合の結成・加入の権利等を定めています。

(2) 労働法 (Employment Code Act, 2019)

労働法は、雇用関係を規律する基本法です。詳細は、「2」以下で説明します。

(3) 産業労使関係法 (Industrial and Labour Relations Act)

産業労使関係法は、日本の労働組合法に相当する法律で、労働組合と雇用主間の関係を規律しています。

(4) 労働安全衛生法 (Occupational Health and Safety Act, 2010)

労働安全衛生法は、労働安全衛生に関わる機関の設置や、作業場の安全衛生、罰則について規定しています。

また、法律に加えて規則や指令も定められており、特に、外国人労働者や管理職、特定の分野に関して労働法の一部規定の適用除外について定めた Employment Code (Exemption) Regulations, 2020 や、最低賃金及び労働条件について規定した Minimum Wages and Conditions of Employment Order は重要です。

Minimum Wages and Conditions of Employment Order には、一般的に適用される General Order のほか、それぞれ店員 (shopworker)、家事使用人、トラック及びバス運転手等を対象として定められた特別な Order が存在し、店員について業種・職種ごとに賃金の等級を規定したり、危険な物資を運搬する運転手について距離に応じた危険手当を支払うなど、職業の性質に応じた細かな規制がなされています。

2. 雇用期間

労働法上、一定の期間を定めて雇用する有期雇用 (contract for a long-term) と、終了事由がない限り定年まで継続する無期雇用 (permanent contract) のいずれも認められています。

3. 雇用契約書

6 か月以上（又は 1 年以内に 6 か月以上に相当する日数）、従業員を雇用する場合には、雇用契約は書面で締結しなければならないとされています。雇用主は、雇用契約締結の際には、従業員に対し、労働条件を読んで説明する必要があります。労働者が読み書きできない場合には、雇用契約の締結から 30 日以内に当局職員から雇用契約書の認証を受け、労働者の理解できる言語で説明しなければならないとされています。

雇用契約書には、雇用主及び従業員の詳細に加え、契約条件について最低限以下の事項を明記する必要があります。

- (a) 雇用契約の開始日、形態、期間
- (b) 従業員の勤務開始日
- (c) 勤務場所又は勤務地域
- (d) 所定労働時間及び労働日
- (e) 賃金、賃金の等級又は率、賃金の計算方法、その他の手当の詳細
- (f) 現金支給、現物支給、その他の手当の詳細
- (g) 労働者の賃金の支払い間隔（毎月又はそれよりも短い期間）
- (h) 提供される食事又は食事に相当する現金の詳細（該当する場合）
- (i) 労働者の賃金から控除されるもの
- (j) 雇用及び業務の性質等
- (k) その他所定の事項

4. 賃金の支払

雇用主は、従業員の書面による求めがある場合及び労働協約や個別の勤務規定に別段の定めがある場合を除き、ザンビアの現地通貨で賃金を支払う必要があります。

また、雇用主は、各従業員に支払った賃金、控除した額及び控除した理由を記録し、当局職員が検査できるようにしておかなければならないとされています。

5. 労働時間及び休暇

労働法において、所定労働時間は、週 48 時間以内と定められています。労働者が 1 週間の所定労働時間を超えて勤務した場合、追加の就労時間は時間外労働として取り扱われます。時間外労働手当は、以下のように支給されます。

- (a) 1 週間の所定労働時間を超えて勤務した分については - 通常の時間給の 1.5 倍

(b) 労働者の週休日又は国民の休日に勤務した分については - 通常の時給の2倍

また、労働者には、1年間連続で就労するごとに1か月当たり少なくとも2日の年次有給休暇を取得する権利が与えられます。年次休暇は、国民の休日、週休、病気休暇に加えて取得できます。雇用者が従業員に休暇を与えなかった場合、12か月間の終了時に、まだ残っている休暇に相当する賃金を支払わなければなりません。

6. 雇用契約の終了

有期雇用は、原則として所定の期間が満了した時点で終了します。ただし、労働者に更新に対する正当な期待が認められるときは、契約の更新拒絶が不当解雇に当たる可能性があるため注意が必要です。

雇用契約は、正当な事由がある場合でなければ解除することができません。労働組合への加入や活動への参加、雇用主についての当局への苦情申立て、出産ないし育児休暇中の欠勤、家族の介護、病気やケガによる一時的な欠勤等を理由として労働者を解雇することは禁止されています。

正当な事由がある場合、雇用主は、従業員の聴聞等の手続を経た後、解雇予告通知を行った上で解雇を行うこととなります。予告期間は、それぞれ以下のように定められています。

- (a) 1か月以内の雇用契約の場合：24時間
- (b) 1か月を超え3か月以内の雇用契約の場合：14日間
- (c) 3か月を超える雇用契約の場合：30日

ただし、以下のような場合には、雇用主は即時解雇（Summary Dismissal）を行うことができるとされています（解雇後4日以内に労働監督官への届出が必要です）。

- (i) 従業員が雇用契約の明示的又は黙示的条件に反する重大な非違行為を犯した場合
- (ii) 雇用主の適法な命令に故意に従わなかった場合
- (iii) 従業員が保有することが明示的又は黙示的に保証されていた技能が不足していること
- (iv) 常習的又は重大な職務懈怠
- (v) 雇用主の許可なく又は正当な理由なく欠勤を続けた場合
- (vi) 雇用主の懲戒規定において即時解雇が定められた非行があった場合

雇用契約の終了が公正かつ正当な理由によるものであることの証明責任は雇用主が負います。不当に解雇されたと考える従業員は、当局職員に対する報告や裁判所への提訴を行うことができます。

雇用主は、雇用契約終了後 5 年間は雇用契約書を保管しなければならないとされています。

第10. 税務

ザンビアで課される主な税としては、Income Tax、Withholding Tax、Value Added Tax (VAT)、Property Transfer Tax、Excise Duty 等があります。

1. Income Tax

法人は、ザンビアの法律に基づき設立されている場合、又は当該年度の事業若しくは事務を効果的に管理する場所がザンビア国内にある場合、ザンビアの Income Tax Act 上、居住者として扱われます。居住者については、国内源泉所得に加え、国外で生じた利息及び配当所得が課税の対象となるとされています。非居住者については、ザンビアで生じた所得に対して課税されます。

一般的な法人税率は 30% ですが、特定の場合には異なる税率が適用されます。例えば、電気通信ネットワーク又はサービスのライセンシーの場合は税率が 35% に引き上げられており、他方、Rural Area に該当する地域の製造業者や綿花・紡績関連事業者、農家、農産品加工業者の所得等、所定の所得については低い税率が適用されます。

従業員は、Pay As You Earn (PAYE) と呼ばれる源泉課税制度に基づき所得税を納付します。税率は、所得階層に基づく累進税率がとられており、最低税率は 20%、最高税率は 37% とされています。

2. Withholding Tax

源泉所得税は、配当、利息、ロイヤリティー、管理・技術サービス料等の支払い時に課税されます。税率は、居住者に対する支払いよりも、非居住者に対して支払われる場合の方が高く設定されています。

3. Value Added Tax (VAT)

一般的な VAT の税率は 16% です。課税対象となる商品やサービスを取扱い、課税対象の売上高が年間 80 万 ZMW を超える場合、VAT の課税事業者としての登録が義務付けられています。なお、Zambia Revenue Authority (ZRA) は、2024 年、全ての VAT 納税者に対し、新たな請求書発行システムである Smart Invoice システムの登録・使用を義務付けました。

4. その他

移転価格税制も適用され、ザンビアの子会社と国外の親会社といった関連企業間における取引の価格取決めは、独立当事者原則（arm's length）によるものでなければならないとされています。

税の申告は ZRA に対して行います。ZRA の課税処分に不服がある場合は、Tax Appeal Tribunal への不服申し立てが可能です。

第11. 個人情報保護

1. 制度の枠組み

個人情報保護を目的とした法律として、Data Protection Act, 2018 があります。本法は 2018 年 5 月 25 日から施行され、本法に基づき、個人情報保護を担う機関として Data Protection Commissioner (DPC) が設置されています。

2. Data Protection Act, 2018 の適用範囲

本法は、個人による私的利用のための個人情報の取扱いを除いて、ほぼ全ての個人情報の取扱いに適用されます。具体的には、①自動化された手段によって一部又は全部が行われる個人情報の取扱い、及び②電子的な方法以外の方法で行われる個人情報の取扱いが本法の適用対象と定められています。

3. 個人情報の定義

個人情報 (personal data) は、直接又は間接に個人 (データ主体) を特定することができる情報と定義されています。具体的には、氏名、識別番号、位置情報、オンライン識別子、又は当該自然人の身体的、生理的、遺伝的、精神的、経済的、文化的若しくは社会的アイデンティティに特有な要素が、個人情報に当たるとされています。

一部の個人情報は、センシティブ個人情報と定められ、より厳格に保護されます。センシティブ個人情報に当たるのは、その性質上データ主体の基本的権利及び自由を抑制するために使用される可能性のある情報であり、人種、婚姻状況、民族、性別、遺伝情報、生体情報、児童虐待情報、政治的意見、宗教的信念、労働組合の会員か否か、身体的・精神的状態等が該当します。

4. データ管理者、データ処理者

データ管理者 (data controller) とは、単独で、又は他者と共同して、個人情報を管理し、利用等について責任を負う者を意味し、データ処理者 (data processor) とは、データ管理者のために、その指示に従って個人情報を処理する者を意味します。

個人情報を取り扱う際は、本法に基づき、データ管理者又はデータ処理者として DPC に登録する必要があります。

5. 個人情報の取扱いの制限

個人情報の取扱いは原則として制限されており、データ主体の同意がある場合やデータ管理者に課せられた法的義務を遵守するために必要な場合等、所定の場合にのみ可能となります。

6. データローカライゼーション、国外移転

データ管理者は、原則として、ザンビア国内にあるサーバー又はデータセンターで個人情報を処理し、保存する義務を負います。

ザンビア国外への個人情報の移転は、一定の種類個人情報について、所定の要件が満たされた場合に可能とされています。要件としては、データ主体の同意があり、かつ、DPC が承認した標準契約又はグループ内スキームに基づいて移転する場合、あるいは所轄大臣が移転先の法律等に基づき適切なレベルの保護が図られるか等を考慮して国外移転を認める場合等が規定されています。

第12. 知的財産

1. 知的財産に関わる法律

ザンビアでは、商標権に関して Trade Marks Act、特許権及び実用新案権に関して Patents Act、意匠権に関して Industrial Designs Act、著作権に関して Copyright and Performance Rights Act が制定され、知的財産権の保護が図られています。

2. 知的財産権の出願

商標権、特許権等の国内出願及び登録は、Patents and Companies Registration Agency (PACRA) が管轄しています。ザンビアに居住しない者が出願を行う場合には、ザンビアに居住する代理人を指名しなければならないとされています。特許権に関しては、登録官は必要に応じて新規性調査を国際機関に委託することができ、その手数料は出願人が支払うこととされています。

ザンビアは、商標の国際登録制度であるマドリッド協定議定書に加入していますが、対応する国内法が未整備の状態が続いていました。しかし、1958年の制定以来初の大幅改正となる新商標法 (Trade Marks Act, 2023) が2025年12月に正式に施行され、マドリッド協定議定書に基づく国際出願に係る条項が盛り込まれました。

ザンビアは、特許協力条約 (Patent Cooperation Treaty) の締約国であるため、特許について PCT 出願をすることができます。

また、ザンビアは、アフリカ広域知的財産機関 (African Regional Intellectual Property Organization, ARIPO) のメンバーでもあり、「特許及び工業意匠に関するハラレ議定書」 (Harare Protocol on Patents and Industrial Designs) の締約国であるため、ARIPO を通じた出願も可能とされています。なお、ARIPO は、1976年にザンビアのルサカで調印され、設立されました。

第13. 輸出入

輸出入に関する法律には、Customs and Excise Act や Control of Goods Act 等があります。Customs and Excise Act は Zambia Revenue Authority (ZRA) が管轄しており、各商品の HS コードや関税率については、ZRA の WEB サイトで“CUSTOMS AND EXCISE TARIFF”が公表されています。

近年、ZRA は、航空貨物の通関手続の効率化、セキュリティ・透明性の向上を意図して、国際空港での電子通関システム (Automated System for Customs Data、ASYCUDA) の導入を進めています。ASYCUDA は、国連貿易開発会議 (UNCTAD) が西アフリカ諸国経済共同体 (ECOWAS) からの要請を受けて開発してきた電子通関システムであり、今後のシステムの普及が期待されます。

また、ZRA は、Customs Accredited Clients Programme (CACP) を導入しています。所定の要件を満たして CACP のメンバーとなった場合は、優先的な手続や審査の軽減などの優遇措置の対象となります。

第14. 紛争解決

ザンビアの裁判所には、Supreme Court of Zambia、Constitutional Court of Zambia、Court of Appeal、High Court of Zambia があります。さらに下位の裁判所として、Subordinate Court、Small Claims Court、Local Court 等が設置されています。

Supreme Court of Zambia と Constitutional Court of Zambia は、いずれも最上位の裁判所とされ、Supreme Court of Zambia は主に Court of Appeal の判決に対する上告事件を審理し、Constitutional Court of Zambia は憲法解釈や選挙に関する事項について審理することとされています。

High Court には、労働関係を専門とする Industrial Relations Court、商事を専門とする Commercial Court、家事を専門とする Family Court、少年事件を専門とする Children's Court 等があります。

当事者の合意により、仲裁による紛争解決を選択することもできます。ザンビアは、ニューヨーク条約（外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約）の締約国となっており、国外でなされた仲裁判断の執行も可能となっています。

以 上